



島根県報

平成16年 3 月30日 (火)
号外 第 50 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

規 則

島根県種雄牛精液等譲渡規則の一部を改正する規則

(畜産振興課)

公布された条例等のあらまし

島根県種雄牛精液等譲渡規則の一部を改正する規則 (規則第34号)

1 規則の概要

- (1) 県外精液の流通に伴い、県が購入し譲渡する精液の譲渡料を新設することとした。(第1条・別表第1関係)
- (2) 種雄牛造成のために取得した受精卵について、譲渡料を免除することとした。(第5条関係)
- (3) 検定方法を間接法から現場後代検定法に変更したことに伴う規定の整備(別表第1関係)
- (4) 受精卵譲渡料を改正することとした。(別表第2関係)

2 施行期日

平成16年 4 月 1 日から施行することとした。

規 則

島根県種雄牛精液等譲渡規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年 3 月30日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第34号

島根県種雄牛精液等譲渡規則の一部を改正する規則

島根県種雄牛精液等譲渡規則(平成13年島根県規則第28号)の一部を次のように改正する。

第1条中「島根県立種畜センターにおいて採取」の次に「又は購入」を加える。

第5条中「又は受精卵」を「若しくは受精卵又は種雄牛の造成を目的に取得した受精卵」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1(第4条関係)

区 分		精 液 譲 渡 料
肉用牛特級	県内譲渡	1,200円
	県外譲渡	2,400円
肉用牛1級	県内譲渡	830円
	県外譲渡	1,800円
肉用牛2級	県内譲渡	600円
	県外譲渡	1,200円
県が購入した精液		県が購入した額

備考

- 1 肉用牛特級とは、別に定める産肉能力検定（間接法）又は現場後代検定を受けた牛で次のいずれかに該当するものをいう。
 - (1) 産肉能力検定（間接法）における成績が、1日当たりの体重増加量については平均850グラム以上であって、ロース芯脂肪交雑の数値については平均2.5以上であること。
 - (2) 現場後代検定における成績が、1日当たりの体重増加量については平均700グラム以上であって、ロース芯脂肪交雑基準の数値については平均7.0以上であること。
 - (3) 子牛の肥育成績（枝肉格付け）又は子牛の市場成績（子牛市場価格）が特に優れていること。
- 2 肉用牛1級とは、別に定める産肉能力検定（間接法）又は現場後代検定を受けた牛で肉用牛特級以外のものをいう。
- 3 肉用牛2級とは、肉用牛特級及び1級以外の牛をいう。
- 4 県内譲渡とは、島根県の区域内で人工授精又は試験研究の用に供するものに対して譲渡する場合をいう。
- 5 県外譲渡とは、島根県の区域外に住所を有する者に譲渡する場合をいう。

別表第2（第4条関係）

区 分	譲 渡 料
性判別処理した受精卵	1卵につき 36,800円
性判別処理していない受精卵	1卵につき 17,900円

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。